

「教育臨床総合研究12 2014研究」

子どもの遊びと道德教育（1）

Children's Play and Moral Education（1）

西田 忠 男

Tadao NISHIDA

（教育学部人間生活環境教育講座）

要 旨

現代の子どもを取り巻く現実を踏まえた教育上の課題として子どもの道德性の発達と道德教育を巡る問題がある。本稿では幼小期における遊びを通した道德教育の方法を考える前段階として、まず、現代の子ども社会の現実と道德発達および道德教育の考え方について整理した。価値相対化あるいは価値多元化という特質をもつ現代社会において、子どもの遊びと道德性の発達との相互関係を説明する際の根拠となる考え方としてコールバーグの道德性発達理論が有効であることを示した。さらに、一般的な子どもの道德性の発達と教育方法上の考え方について遊び指導との関連に留意しながら概観した。

〔キーワード〕 遊び、規範意識、価値相対化社会、コールバーグ理論、相互作用

I 現代の子どもの姿と道德発達上の諸問題

1. 道德的不確定の時代と道德教育の必要性

いかなる時代であれ、人間として必要な行動原理となる道德性を確実に獲得していくことは子どもの成長にとって不可欠なことであり、子どもの道德性の発達を促すさまざまな営みは教育の中心的課題であることに変わりはない。

そうした中で、現代社会を大きく特徴づけているものとして価値観の多層化・相対化ということがあげられる。とりわけ大人社会の価値観の多様化と分裂は、結局のところ、善悪の区別あるいは善悪それ自体の把握を困難なものにしてしまっているといえよう。民主主義社会においてはこのような価値の多様化はある意味で必然であり、多様な価値観を否定せず、その中からその時に最適と思える価値を取り込むことによって新しい社会を創造していく。このように、民主主義社会は、それぞれに違う価値（違う考え方）を尊重しあうことを前提に成立するものといえるが、他方で、価値観の相対性を認めることは、その論理的帰結として、人間のもつ利己性に基づく価値判断も認めざるをえない。その結果、子どもの見本となるべき、あるいは目標となるべき大人社会が価値混乱の様相を呈することになり、それが子どもの成長や学校教育に大きな影響を及ぼしていることは間違いない。例えば、家庭における両親による子どもへの過干渉や過保護、親自身の育児力の低下、そして近年急増している児童虐待などもその一例としてあげられる。また、学校における子どもたち同士のいじめや教師による体罰という問題の

背景には、現代社会に蔓延している自己中心的な態度や目的合理性のみを追及するような価値観が存在していることは明らかであろう。

20世紀後半からの社会構造の変化は、伝統的な地域共同体を崩壊に導き、人々をますます孤立化・孤独化させる方向に進んでいる。さらに、現代社会のような物質的に豊かな時代は、人々への協力や協同の意味をも失わせている。人々は現状に満足し、しかも現代社会は自己の行動原理にのみ従って生きることを可能にしているのである。

このような現代は価値不確定な時代と考えられ、社会共通の価値観の共有をめざすような形の道徳教育をいっそう困難なものにしてきているのである。

2. 子どもの成長と行動規範の獲得上の課題

人間は他の生物のように種固有の行動様式を遺伝のようなかたちで引き継いでいないという特徴がある。そのため、子どもに対してなんらかのかたちで後天的に人間としての基本的な行動様式を習得させることが不可欠であり、この行動習得メカニズムを一般に学習と呼ぶ。その限りでは、子どもは外的基準を必要とし、本質的に他律的存在であるといっておくべきであろう。この基準は、とりわけ乳幼児期には、親からの「しつけ」を通して子どもに学ばれる。しかしこれが成功するためには、親に対する基本的信頼感を基礎とした子どもの自発的な受容態度の有無が問題となる。エリクソン (Erikson, E.) のいう大人に対する信頼感 (sense of trust) の獲得である。そして、子どもはこの信頼感によって社会と繋がって成長していくことができるのである。「しつけ」とは、さまざまな形で親 (大人) が自身の行動や考え方を子どもに要求し教え込むことであり、「しつけ」の背景にある大人の価値観や生活態度が子どもの道徳意識の形成に大きな影響を与えることになる。

「しつけ」は、社会的な慣習、すなわち基本的な行動様式を子どもに習得させるという意味では道徳教育の範疇に含まれるものであるが、これは本来的に他律的なものであり、自律的価値判断能力を問うべき本当の意味での道徳教育の前段階に位置するものであろう。とすれば、自己責任性や主体的判断能力が問われるべき問題に子どもが直面しその解決する力を育てるといふ厳密な意味での道徳教育が可能になるには、ある程度子どもの成長発達を待たなければならない。

子どもが成長発達していく過程において、子どもの生活の場の中心が家庭から幼稚園や学校などの集団生活場面へと移っていく段階に至って、はじめて道徳教育ということが教育の中心的課題として浮き上がってくる。いまの学校の現場で頻発している“いじめ”などの問題を考えるなら、そして道徳教育こそが教育の本質であるなら、その意味で学校教育の再構成こそが喫緊の課題となるのである。例えば、「いじめ」の問題は、子ども間の相互理解力や規範意識が未成熟であることを如実に表しており、小一プロブレムや中一ギャップなどと呼ばれている諸問題の背景には、教師子ども間の、すなわち世代間相互作用の衰退や価値観のずれがあるといってもよからう。「学級崩壊」も、同じく、世代間相互作用という視点からとらえることもできる。

このように、現在の学校や子どもたちを巡る諸問題は、いまの学校の制度的教育機能は明らかに機能不全状態にあり、安心安全であるはずの子どもたちの学校生活の全体が崩壊寸前の状

態になってしまっていることを示している。しかし、学校は子どもにとって知識を得る学習の場であるばかりでなく、学校生活を通して社会を疑似体験する重要な社会的経験の場でもある。ここで人としての社会的役割と責任を負うことの大切さを学ばなければならないのであり、そのために学校は価値観を同じくする共同体として成り立つものでなければならないのである。

子どもたちが実社会との関わりを持ち始めるのは中学生以降と考えられるが、この時期は思春期あるいは青年期といわれ、精神的肉体的にさまざまな悩みが生じてくる頃である。いわゆる自我の確立が求められる時期であるが、さまざまな通過儀礼や伝統的な行事の多くは失われ、工業化や都市化といった社会の変化が環境破壊や人間疎外という状況を生み出してきている。その結果、現代社会は子どもたちの成長のための切実な要求に応えられていないというのが現実である。さらに、コンピュータや携帯電話の普及にみられる高度情報化社会の出現は子どもたちを一方で他者指向へと向かわせ、他方で自己閉鎖的な仮想現実のなかへと引きずり込んでいるのである。このような生活環境の変化は、いまだきの子どもたちの行動規範形成に大きな影響を与えるものとなっているといわざるをえない。

このように、現代の子どもを取り巻く家庭や学校などの諸環境の多くは子どもの健全な成長を促すものとはいえないのが現実の姿であろう。このような混乱した現実を所与のものとして受けとらざるをえないとするならば、いま求められる道德教育の理論や方法としてどのようなものが考えられるのだろうか。

Ⅱ 道德教育の基本的な考え方とコールバーグの道德性発達論

道德教育を考える際の基礎理論となりうる道德性の発達についての考え方にはさまざまなものがあるが、よく知られているものとして個人の社会化を原理とするデュルケム（Durkheim,E.）の道德教育論、認知発達論の立場に立つピアジェ（Piaget,J.）やコールバーグ（Kohlberg,L.）の道德性発達理論、精神分析学の立場からフロイト（Freud,S.）の考えを発展させたエリクソンの自我発達理論などがある。これらの代表的な道德性発達理論は、いずれも今日の混迷した社会の道德教育にすぐれた知見や手がかりを与えるものであるといえるが、本稿の主題である価値多元化あるいは価値相対化といわれる現代の社会状況を考えるなら、とりわけコールバーグの道德性発達理論に注目することができる。

以下では、コールバーグの道德性発達理論に焦点付けし、現代社会における道德教育の基礎理論としての妥当性について考察する。

道德性の発達についてコールバーグは、ピアジェと同じく、それは単に規則や義務などの道德規範の内容についての知識を増やしたりすることではなく、現実場面において、規則の意味やその働きについてより全体的にとらえて適切に判断することが可能になるような変化であると考えている。すなわち、道德性の発達とはただ単に道德的知識や行動技能が量的に増大していく過程というのではなく、知能の「内的な構造」の変化の過程だと捉えているのである。

コールバーグの道德性発達理論は、発達メカニズムとしてはピアジェの「認知発達の」あるいは「相互作用論的」な考え方、価値論的にはデューイ（Dewey,J.）の「進歩主義的教育思想」の考え方に立脚しており、この心理学的および哲学的な二つの考え方を融合した理論であるところにその特徴がある。後者の立場からの根拠付けが価値相対化あるいは価値多元化の様相を

呈している現代社会における道德教育の理論としての妥当性を示す一方で、とりわけ前者は、道德教育の方法論として「遊び」の有効性を示す根拠となるものと考えられる。

コールバーグ理論においては、道德性の発達を認知構造の変化に求めている。これは、道德性の発達は事象を認識する力の発達と平行してなされるとするピアジェの考え方に依拠するものである。ピアジェはさまざまな研究の結果として、子どもの道德性の発達を他律から自律へ、客観的責任から主観的責任へ、あるいは、権威への服従としての正義から平等と公正としての正義へと変化していくものとしてとらえた。この変化の背景には知能の発達が存在し、したがって道德性の発達も知能の発達と平行的になされるというのがピアジェの基本的な考えである。コールバーグは、自分と他者を「どう関係づけるか」、「どう考えるか」という因果関係の理由付けに注目して道德発達を捉えようとしており、この点で彼の考える道德発達はきわめて「認知」的であり「相互作用」的なものである。その結果、道德性の発達を単に知識の量を増やしたり新しい技能を身に付けたりすることではなく、環境をどのように認識し自らと関係付けることができるかという知的な「構造」の変化とみるのである。

よく知られているように、ピアジェは子どもの道德には「他律の道德」と「自律の道德」の二つのタイプが見られるといい、他律の道德から自律の道德へと発達的に変化していくという二段階説を主張した。ピアジェによれば、「他律の道德」は拘束と罰のうえに成り立つものであり、子どもは、規則は大人や神などの権威を背景として存在する絶対的なものと考えている。「自律の道德」は相互性のうえに成り立っており、規則はそこで行為する者同士の自律的な意志によって変えうる相対的なものと子どもは考えるのである。ピアジェは、道德性の発達について具体的には、「子どもがマールゲームで遊ぶとき、子どもがその中の規則をどのように考えているか」という視点から論じ、子どもの道德判断の変化を捉えようとした。このように、道德発達を考える時の重要な鍵になるものとして、子どもの「規則」に対する意識をあげているのである。このほかにピアジェは、子どもの道德判断が「動機論」によってなされるか「結果論」によってなされるかも調べており、子どもの道德性は「結果-客観」道德から「動機-主観」道德へと変化していくことを明らかにしている。

コールバーグもピアジェと同様に、子どもたちへのインタビューによる実証的な研究を通してその理論の構築を試みている。その結果、「三水準六段階説」と呼ばれる独自の道德性の発達の道筋を導き出したのである。彼は、被験者たちに次のような話を聞かせ、その答えの理由を分類することによって道德性の発達段階を明らかにした。これがハインツのジレンマといわれるものである。

ヨーロッパで、一人の女性がたいへん重い病気のために死にかけていた。その病気は特殊なガンだった。彼女の命をとりとめることができると医者が考えている薬がただ一つあった。それはラジウム的一种であり、同じ町に住む薬屋が最近発見したものだ。その薬は作るのに200ドルかかったが、薬屋はその10倍の2000ドルの値を付けていた。病気の女性の夫であるハインツは、すべての知人からお金を借りようとした。しかし、その値段の半分の1000ドルしか集まらなかった。彼は、薬屋に妻が死にかけていることを話し、もっと安くしてくれないか、それでなければ後払いにしてくれないか、と頼んだ。しかし、薬屋は「だめだ。私がこの薬を

見つけたのだし、それでお金を儲けるつもりだからね」といった。

ハインツは絶望的になり、妻の命を救うために薬を盗みに彼の薬局に押し入った。

ハインツはそうすべきだったろうか。その理由は～

(L.Kohlberg & R.Kramer Continuities and Discontinuities in Childhood and Adult Moral Development. Human Development 12, 1969, pp.109-110.)

コールバーグ理論の特徴は次の点にあるといえる。また、結論を先取りしていうなら、この特徴こそが価値多元化社会における有効な道德教育の考え方と方法を指し示していると考えられるのである。

この理論の特徴は、まず、ピアジェによって考えられた道德発達の様相を基本としながらも、二段階区分を精緻化することによって道德発達を成人期まで大幅に拡大して捉えることを可能にしたことであろう。このことによって、道德性の発達は生涯にわたる人間発達の一側面であるという新しい視点を与えることになり、幼児期から青年期に至るまでの連続した、あるいは一貫した道德教育方法を開発する手がかりを与えるものとなった。とくに、家庭の教育力の低下や子育て支援の必要性が強く指摘され、道德性の芽生えを培う時期である幼小期の道德教育の在り方を考える際にも有効な手がかりとなるといってよかろう。

次に、この道德性の発達は不可逆性 (irreversibility) と順次性 (stepwise invariant sequences) を持つということがある。これは、道德発達は決まった順序に従ってなされ、一段階ずつ進んでいくというものであり、より高次の道德発達段階に達している子どもはそれより低次の段階に逆戻りするということはないということを示している。このことは、道德性の発達は、基本的には教授学習 (教え込み) というメカニズムに依存しないということの意味し、共通の価値を見いだすことが困難な価値多元化時代の道德教育の方法に極めて有用な示唆をあたえるものであると同時に、知識の先取りをするのではなく、いまの体験の充実を基本とする幼児期の教育の原理に合致するものと考えることができる。

さらに、この道德性の発達には「文化普遍性」があるということがある。この特徴は、背景としてどのような文化や歴史をもつ国や地域で育とうとも、さらには民族とか男女に関係なく、誰もが同じ順序で発達するということである。ただ、個々人によって道德発達の速さに違いはあり、必ずしも全員が最終的に同じレベルの道德性を獲得するというわけではないという。このことは、発達における個人差に留意する必要性を示すものといえてよいし、このことも幼児教育の基本と一致する。

そしてコールバーグは、デューイにならい、教育の目的を「発達 (development)」としたうえで、道德教育の目的は、子どもがより高い発達段階を獲得していくことであるとしたのである。ここで彼は、認知の発達が道德発達の必要条件であり、認知発達は社会的な葛藤状況のもとでの所与の環境との相互作用を通して発達するものであると考えたのである。本稿の主題と結びつけていうなら、とりわけ幼児期においては、遊び環境こそが子どもの生活そのものであり、また社会的葛藤をもたらず場面が遊びにほかならない。

このようなコールバーグの道德性発達理論に対してはいくつかの批判もある。たとえば、文化的普遍性や性差という問題などである。また、発達の基準とする価値指向について「正義」

という価値がそれに該当するといえるのか、ということも指摘されている。すなわち、それは、アメリカの「文化」でしか過ぎないのではないという指摘である。また、道徳性の発達について「認知」の役割が強調されている一方で、「感情」の役割をどう捉えているのか、などである。また、教育実践という視点からは、道徳的判断と道徳的行動との相互の関係をどのように考えるかということが大きな問題となろう。従来から道徳教育における課題のひとつとしてあげられている「言行一致」という問題である。この点に関してコールバーグは、道徳性の発達段階が高い者ほどその判断と行動により高い一貫性を示すというように考えているのである。

Ⅲ 価値多元化社会における道徳教育の今日的課題

以上のようなコールバーグの道徳性発達論は、十分に解明されていないいくつかの疑問があるにしても、幼小期を含めた道徳教育の今日的課題の解決に有効な示唆を与えるものといっよよかろう。

先行研究としてなされたピアジェの研究は、人間の知能に注目して、知的能力の一部として子どもの道徳判断に焦点付けした道徳性の発達研究を行った。ピアジェと同じ視点に立ちつつも、コールバーグは子ども期に限定されていたピアジェの研究をより精緻化することによって、道徳性の発達を青年期や成人期を含むところのものにまで拡大して理論化した。このようにコールバーグはピアジェの認知構造論の立場に立ち、道徳性の発達における「認知」の発達を重要視していた。その意味で、道徳教育と道徳的価値内容の伝達は不可分であるとの従来からの主張を退けることができるとともに、伝統的な「徳目主義道徳教育」が内包する大きな欠点である「その価値がなぜ価値なのか」という問いに答えられないという倫理的な問題と、「徳を言葉として教え込む」という方法学的意味での疑問を解決できる可能性をもつといえる。

彼の理論に従えば、特定の価値に依存することなく道徳性の発達を促すことができることになり、「価値多元化」という現代の社会状況のもとでの有効な道徳教育のあり方や考え方となりうるものである。また、教育方法という視点からこの理論を考えれば、以下のことがいえよう。それは道徳性の発達は一方向的な価値の「教え込み」や「徳目主義」的なものではなく、議論という双方向的な方法によってなされるということであり、体験的な教育活動こそが道徳性の発達を促す最適の方法ということになる。このように考えるなら、例えば幼児期の遊び活動を通した指導、小学校以上では「生活科」や「総合的な学習の時間」、そして「特別活動」などが重要な道徳教育場面となってくるのである。

いま、道徳教育の充実のための有力な方法として「道徳」の教科化という議論もあるが、それが単純な時間数の増加や新しい教科書の使用という範囲にとどまってしまうなら、それは有効な解決策になるというよりむしろ、歴史的に内包せざるを得なかった道徳教育の「欠点」を助長する危険性があることにも留意しておく必要がある。

Ⅳ 子どもの道徳発達の特徴と道徳教育の考え方

遊びを通した幼小期の道徳教育の考察に先立って、子どもの道徳性の発達段階全体と各段階の特徴に基づく教育指導上の留意点についてコールバーグの考え方に従ってまとめておきたい。

まず、幼児期の子どもは、大人という権威によって示された善悪の基準に従って善悪を判断

し行為する時期である。より具体的にいえば、子どもは大人（親や教師）によって褒められるか叱られるか、あるいは認められるか認められないかによって善悪を判断するのである。

このように、幼児にとっては大人が道徳の基準となるので、とりわけ親や教師はなによりも子どもにとっての正しい価値モデルであることが必要になる。そして、「しつけ」を通して道徳の基礎としての基本的生活習慣の形成に努めなければならないのがこの時期である。「しつけ」など子どもとの関わりに一貫性がなければならないのは当然のことであるが、その一方で育児不安という言葉にも現れているように、それが困難だという現実にも目を向ける必要もある。さらに、さまざまな遊びを通して道徳的心情を育てるような教育的環境を構成する必要がある。遊びはこの時期の子どもにとって直接的具体的な生活体験の場であり、例えば「けんか」などは友だちとの価値葛藤場面であると同時に他者理解場面でもある。また、さまざまな環境との相互作用によって知的な側面の発達もなされていく。これがコールバーグの示す道徳発達の第一段階である。

児童期に入ると、子どもは日常の生活のなかで直面するさまざまな問題に対して、多くの場合、自分中心的ではあるが実際的な判断に基づいた行動をとることができるようになる。現実的、利己的、あるいは功利的な価値判断を行うようになるのである。子どもは、あくまでも現実の具体的な事柄を基準にして何が正しいのか何が正しくないのかを判断しようとする。

小学校1～2年生の時期は発達段階の移行期にあたり、その発達の特徴は幼児期のそれと重なることが多いと考えられる。しかし、3～4年生頃になると、いわゆるギャング・エイジと呼ばれる時期に入り、対人関係面において大きな変化が見られるようになる。大人と子どもというタテ関係中心の世界から子ども同士いうヨコ関係中心の世界への変化である。友だちとの親密度や緊密度が一段と高くなり、さまざまな面で仲間との関係性を強めていく。仲間集団の成立である。このような変化が子どもの道徳発達においてもいくつかの特徴的な変化をもたらすことになるのである。子どもは仲間関係を維持し発展させていくために、より公平で平等であることが求められる。そのため、優しさや思いやりなどの集団道徳が芽生え、道徳的他律から道徳的自律へ向かう姿が現れる。

他律の道徳から自律の道徳への移行には、子ども同士の集団での活動が重要な役割を担うことになる。しかし、都市化や少子化などの社会状況の変化に伴ない、この仲間集団の成立が困難になっているのが現実といえよう。そのため、ここでの教師の役割として子どもたちの集団活動を援助していくことが重要になってくる。子どもは同輩集団のなかで、たとえば規則というものの相対性に気づいていく。また、同年齢集団だけではなく異年齢集団の形成を手助けすることも大切である。このように、さまざまな集団活動場面を利用して個人的価値を社会的価値へと移行させるといのがこの時期の道徳教育の基本的な方法として考えられる。この時期が、コールバーグのいう第二段階あるいは第三段階にあたる。

さらに、子どもが思春期から青年期へと成長していく段階を見てみると、道徳発達において大きな変化が起きることに気がつく。それは、具体的で実際的な論理性に限られていた思考から抽象的で仮説的な論理性をもつ思考形態へと変化するということである。ピアジェのいう主観的な道徳から客観的な道徳への変化である。この段階に達して初めて子どもは、習慣や慣習、あるいは規則というものの意味を単に教えられたもの（外的なもの）としてではなく、現実を

相対化して客観的に理解することが可能となる。

この時期の子どもは未来をある程度見通すという時間的操作を行い、社会のあり方などについても自分自身の考えを持つことができるようになる。それとともに、社会やより良い人間関係を維持するためのなにかの規則の必要性を自覚しはじめる。ところが、このような社会事象への興味関心と自己への関心の高まりに基づく自立心との狭間を彷徨い、精神的な葛藤状態に陥る頃でもある。これは、しばしば、親や教師などの「権威」に対する反抗的あるいは拒否的態度のような形をとって現れる。そのため、教師には子どものさまざまな不安や悩みを正面から引き受けられる力と道徳的に一貫した態度を示すことが求められるのである。これがコールバーグの示す第三段階から第四段階に相当するといえよう。

V おわりに

本稿においては、少子化や過度ともいえる情報社会化、さらには世代間相互作用の困難化などの現代の子どもを取り巻くさまざまな現実の中で、青年期のみならず、幼稚園や小学校段階においても重要な教育実践上の課題となっている道徳教育の方法を子どもの遊びと関連づけて明らかにする一連の作業の前半部分と位置づけて、コールバーグの道徳性発達理論に依拠する形で論を進めた。子どものそれぞれの道徳発達段階に見られる特徴や発達契機あるいは発達機制を考えれば、幼小期においては遊びが道徳性の発達を促す重要な要因になることが容易に考えられた。すなわち価値相対化あるいは価値多元化という特質をもつ現代社会において、子どもの遊びと道徳性の発達との相互関係を説明する際の根拠となる考え方としてコールバーグ理論を採用することが可能であると同時に、方法論としての遊び指導の有効性が予測できたのである。

次稿においては、日常的な遊びを具体的に取り上げて子どもの道徳性の発達という視点から実践可能な指導法についての提案を行いたい。

【参考文献】

- 1) 押谷由夫・内藤俊史 編著 『道徳教育への招待』, ミネルヴァ書房, 2012年
- 2) E.H.エリクソン 村瀬孝雄・近藤邦夫 訳 『ライフサイクル, その完結』, みすず書房, 1989年
- 3) L.コールバーグ 岩佐信道 訳 『道徳性の発達と道徳教育』, 広池学園出版部, 1987年
- 4) L.コールバーグ, C.レバイン, A. ヒューアー 片瀬一男, 高橋征仁 訳 『道徳性の発達段階』, 新曜社, 1992年
- 5) 皇 紀夫・松井春満・和田修二 『人間と教育』, ミネルヴァ書房, 1981年
- 6) 永野重史 編 『道徳性の発達と教育』, 新曜社, 1985年
- 7) J.ピアジェ 大伴茂 訳 『児童道徳判断の発達』, 同文書院, 1956年
- 8) 松下良平 『道徳教育はホントに道徳的か』, 日本図書センター, 2011年
- 9) 村井実 『道徳教育原理』, 教育出版, 1990年
- 10) 山崎英則・西村正登 編著 『道徳と心の教育』, ミネルヴァ書房, 2001年

【資料】

コールバーグは、道徳性の発達段階を以下のように定義している。

第一水準：慣習以前（preconventional）の水準

道徳判断の根拠は、行為によって生じた物理的な結果や罰や報酬、あるいは権威者の身体的な力にある。この水準は次の二つの段階に分かれている。

第1段階：罰と服従への志向

ここでは、行為そのものの物理的な結果によって善悪が判断される。行為の結果のもつ人間的な意味や価値などは考慮されない。したがって、罰を避けたり、権力や威信への無条件の服従が価値あるものと考えられる。

第2段階：道具的な相対主義志向

ここでは、自分や時には他者の欲求を満たすことが正しい行為であると考えられる。人間関係は、市場の取引関係のようなもののように考えられる。公平、相互性、平等な分配といった要素もそこには見られるが、ここでの相互性とは「君が僕の背中を搔いてくれるなら、僕も君の背中を搔いてあげる」という程度のものである。忠誠、感謝、正義といったものではない。

第二水準：慣習的（conventional）水準

この水準では、自分の家族、集団、国家などの期待に添うことが、それ自体価値のあることとされ、そのことによる直接的かつはっきりとした結果については考慮されない。その態度は個人的な期待や社会秩序に一致するというだけではなく、社会秩序への忠誠やそれを積極的に維持し、そこにいる個人や集団と一体化しようとするものである。ここには、次の二つの段階がある。

第3段階：対人的な同調、あるいは「良い子」志向

善い行為とは、他人を喜ばせたり助けたりする行為であり、他人によって承認される行為である。多数意見とか「自然」な行為についての紋切り型のイメージに従うことが多い。行為はしばしばその動機によって判断される。「彼は善意でやっている」ということが初めて重要になる。「良い子」であることによって承認を得ることができる。

第4段階：「法と秩序」志向

権威や固定化された規則、そして社会秩序の維持を志向する。正しい行為とは、自分の義務を果たし、権威に尊敬をはらい、いまある社会秩序それ自体を維持することである。

第三水準：慣習的水準以後（post-conventional）の、自律的（autonomous）、原理化（principled）された水準

この水準では、道徳的価値や道徳原理を定義しようとするはっきりとした努力が見られる。この道徳的価値と原理とは、それらを支持する集団や人々の権威とは別に、そして個々人がそれらの集団を同一視しているかどうかということとも関係なく、妥当性と適用性をもつものである。この水準は二つの段階に分けられる。

第5段階：社会契約的な法律指向

一般に功利主義的な色合いがある。正しい行為とは、一般的な個人の権利と今日まで社会全体で批判的に吟味され一致した基準によって定められる傾向がある。個人的な価値観や意見が相対的なものであるということをはっきりと認識し、合意に達するための手続き上の規則を強調する。合法的で民主的に一致していることを除けば、権利は、個人的な「価値観」や「意見」という問題である。結果的には「法的な視点」が強調されるが、社会的利益についての合理的判断という点から法が変更できることも強調される。法の範囲外では、自由な合意や契約が義務を拘束する要素である。これが、アメリカ政府や憲法における「公式」の道徳性である。

第6段階：普遍的な倫理的原理志向

正しさは、論理的な包括性、普遍性、一貫性に訴える、自己選択した「倫理原理」に従う良心によって決められる。これらの諸原理は抽象的で、倫理的である（黄金律、定言命法）。これらは、十戒のような具体的な道德規則ではない。これらは、「公正」、人間の「権利」の「相互性」と「平等性」、「個々の人格」としての人間の尊厳の尊重というような普遍的な諸原理である。

(L.Kohlberg & M.Kramer Continuities and Discontinuities in Childhood and Adult Moral Development. Human Development 12, 1969. pp.100-101.)